相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市下伊敷町六一五番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市小野二―六―三七　ソレジオ蔵，ｓＩ二〇二号　被相続人　亡　江口まり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

事務所鹿児島市上之園町一八番地三一　日笠山司法書士事務所

相続財産管理人　日笠山繁樹

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月十三日

一、東京都世田谷区松原五―四三―三〇

一、正法寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍及び氏名（いずれも本籍不詳）浅川（中村）家　氏名不詳五名、大塚家　大塚良橘、大塚ミツ、大塚大橘、大塚美智子、小谷家　小谷武彦、小谷チヨ、笹川家　笹川豊吉、笹川ふく、笹川清吉

一、改葬を行おうとする者　東京都世田谷区松原五―四三―三〇　宗教法人正法寺　住職　白川淳敬

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による豊田市豊田平戸橋土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

㈠　豊田市明和町五丁目一一番地三一　原田　とみ子

㈡　豊田市平戸橋町太戸五六番地一　田口　洋行

二　通知の内容

仮換地指定通知

本組合施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により、通知します。

記

㈠　従前の土地

豊田市平戸橋町太戸四二番

地目　宅地

地積　八五、九五平方メートル

豊田市平戸橋町太戸五六番一

地目　宅地

地積　三四三、八〇平方メートル

㈡　仮換地

四街区八画地

地積　三六七、六九平方メートル

㈢　仮換地の指定の効力発生の日

平成二十六年十二月二十五日

㈣　仮換地について使用または収益を開始することができる日

別に定めて通知する

教示

一　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六〇日以内に豊田市長に審査請求することができます。

二　この処分に不服がある場合は、上記一の審査請求のほか、豊田平戸橋土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六箇月を経過したときは、この訴えの提起はできません。

なお、仮換地案内図及び仮換地図は掲載を省略し、それらを豊田平戸橋土地区画整理組合において掲示します。

平成二十七年四月十三日

愛知県豊田市平戸橋町神田一八八番地　豊田平戸橋土地区画整理組合　理事長　今井　忠良

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社横浜松坂屋友の会

②　代表者の氏名　代表取締役　太田　新一

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目五番地の四

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日

許可の年月日　昭和五十八年九月二十七日

許可の失効年月日　平成二十六年十二月十五日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　十万円

前受業務保証金の額　千七百七十六万円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十七年四月十三日

神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目五番地の四　株式会社横浜松坂屋友の会

代表取締役　太田　新一

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は平成二十七年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号　日新製鋼株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　岩脇　章

債権申出の公告（第一回）

当基金は確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

福島県郡山市本町一丁目一一番一五号　大東銀行企業年金基金　清算人　渡辺　宏和

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目一〇番三九号　神奈川県情報サービス産業厚生年金基金　代表清算人　熊澤　政男

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年三月十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号　ユニチカトレーディング株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　山下　明弘

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は平成二十七年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号　日新製鋼株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　岩脇　章